

岩国市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので次のとおり公表します。

令和7年11月12日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 丸 茂 郁 生

令和7年度第1回定期監査及び行政監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 健康医療部錦中央医院
- (2) 健康医療部美和病院
- (3) 健康医療部訪問看護ステーションさくら
- (4) 建設部下水道課
- (5) 下水道事業 建設部下水道課、建設部都市排水施設課、
農林水産部農林整備課、由宇総合支所農林建設課、
周東総合支所建設課、錦総合支所農林建設課、
美和総合支所農林建設課
- (6) 水道局

3 監査の実施期間

令和7年9月9日から同年10月3日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠し、次の事項について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和7年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について監査を実施した。

(2) 行政監査

内部統制の実施状況に係る行政監査として、公用車における事故防止・安全運行対策の取組について監査を実施した。

5 監査の結果

(1) 定期監査

以上のおおむね監査した限りにおいて、令和7年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

(2) 行政監査

公用車における事故防止・安全運行対策の取組については、おおむね適正に執行されていると認めた。